

船舶事故調査報告書

令和5年11月15日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	火災
発生日時	令和4年4月25日 03時00分ごろ
発生場所	長崎県杵岐市若宮島北方沖 若宮灯台から真方位000° 12.5海里付近 (概位 北緯34°04.7' 東経129°41.2')
事故の概要	漁船第五幸栄丸は、いか一本釣り漁の操業中、機関室で火災が発生した。
事故調査の経過	令和4年6月15日、主管調査官（門司事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	漁船 第五幸栄丸、12トン NS2-15783（漁船登録番号）、個人所有 第290-57837号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	機関室の集魚灯用安定器に焼損
気象・海象	気象：天気 曇り、風 ほとんどなし 海象：波高 約0.5m
事故の経過	<p>本船は、船長ほか甲板員1人が乗り組み、シーアンカーを投入して集魚灯を点灯し、いか一本釣り漁の操業を行いながら漂泊中、船長が、集魚灯がちらついて何灯かが消え、機関室上部に設置した通風機から煙が出ているのを認めたので機関室入口を開けたところ、煙が充満しているのを認めた。</p> <p>船長は、煙が機関室右舷後部に設置した集魚灯用安定器付近から発生しているのを認め、同室後部に隣接した室内の消火器を使用して消火しようとしたが煙が治まらず、後部甲板の海水ポンプで海水をかけて鎮火させた。</p> <p>修理業者は、本事故後、機関室を点検したところ、同室右舷後部の17台の集魚灯用安定器のうち、1台の安定器（以下「本件安定器」という。）が焼損しているのを認め、本件安定器のコイルが熱を持つなどしたことでコイルを覆うビニールが発火し、本件安定器内にあった電気コードの絶縁被覆等の可燃物に延焼したものと思った。</p>
分析	本船は、操業中、本件安定器のコイルの絶縁抵抗が低下してコイルが熱を持つなどしたことから、同コイルを覆うビニールから出火したものと考えられる。
原因	本事故は、夜間、本船が操業中、本件安定器のコイルの絶縁抵抗が低下してコイルが熱を持つなどしたため、コイルを覆うビニールから

	出火したことにより発生したものと考えられる。
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 船長は、いか一本釣り漁の集魚灯安定器からの火災が多いことを認識して、集魚灯用の安定器の絶縁抵抗を定期的に計測し、必要があれば交換すること。